

建設発生土の官民有効利用マッチング 利用手引（案）

令和８年８月

（一財）日本建設情報総合センター

目 次

ページ

1. 建設発生土の官民有効利用マッチング利用手引（案）の位置付け	1
2. 用語の定義	1
3. 建設発生土の官民有効利用マッチングの利用方法	
3. 1 官民マッチングの利用手順	2
3. 2 官民マッチング利用登録	3
3. 2. 1 対象者登録基準	3
3. 2. 2 公共工事発注者	4
3. 2. 3 官民マッチング利用費用	4
3. 3 官民マッチング対象工事の情報登録・変更方法	4
3. 3. 1 対象工事条件	4
3. 3. 2 情報登録の内容	6
3. 3. 3 情報登録・変更の方法	7
3. 4 工事情報の公開・閲覧方法	7
3. 4. 1 事務局による公開方法	7
3. 4. 2 工事情報の閲覧方法	7
3. 5 官民マッチング調整方法	11
3. 6 官民マッチング調整結果の登録方法	12
3. 6. 1 情報登録の内容	12
3. 6. 2 情報登録の方法	13
4. その他	13
5. 官民マッチングにおける問合せ先	13

巻末資料

- ・ 建設発生土の官民有効利用マッチングの運用の流れ

1. 建設発生土の官民有効利用マッチング利用手引（案）の位置付け

本利用手引（案）は、「建設発生土の官民有効利用マッチング運用マニュアル（案）」（令和7年5月、以下「運用マニュアル案」という。）に基づき、建設発生土の官民有効利用マッチング（以下、「官民マッチング」という。）を利用する際の詳細を示したものである。

なお、本利用手引（案）は、運用マニュアル案に基づき「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム利用手引（案）」（令和2年1月、以下「マッチングシステム利用手引（案）」という。）の内容を見直したものである。

2. 用語の定義

本書における用語の定義は次のとおり。

- ①公共工事：国の機関（国、独立行政法人^{※1}、政府関連企業等^{※2}）、地方の機関（都道府県、市区町村、地方公営企業、その他^{※3}）が発注する工事。

※1 鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、都市再生機構、土木研究所、建築研究所等

※2 道路関係会社、空港関係会社、日本下水道事業団、特殊法人、認可法人、国立大学法人等

※3 地方独立行政法人、公立大学法人、地方公共団体の組合・開発事業団、地方公社、土地改良区。土地区画整理組合は民間扱い

なお、特に断らない限り、電力、ガス、電気通信、鉄道（ＪＲ含む）の各社が発注する工事及びＰＦＩ法に基づきＳＰＣが実施する事業も公共工事に含むものとする。

- ②民間工事：民間機関が発注する工事。

- ③公共工事土量調査：公共工事発注者として、工事発注前から建設発生土等の搬出入状況を把握し、これらの情報を基に建設発生土等の工事間利用調整を行うとともに、その結果を確認することによって、建設発生土等の工事間利用を促進することを目的として実施する調査。工事発注前に実施する「予定調査」と、工事間利用調整の結果等を把握するために工事完了後に実施する「実績調査」の２種類がある。

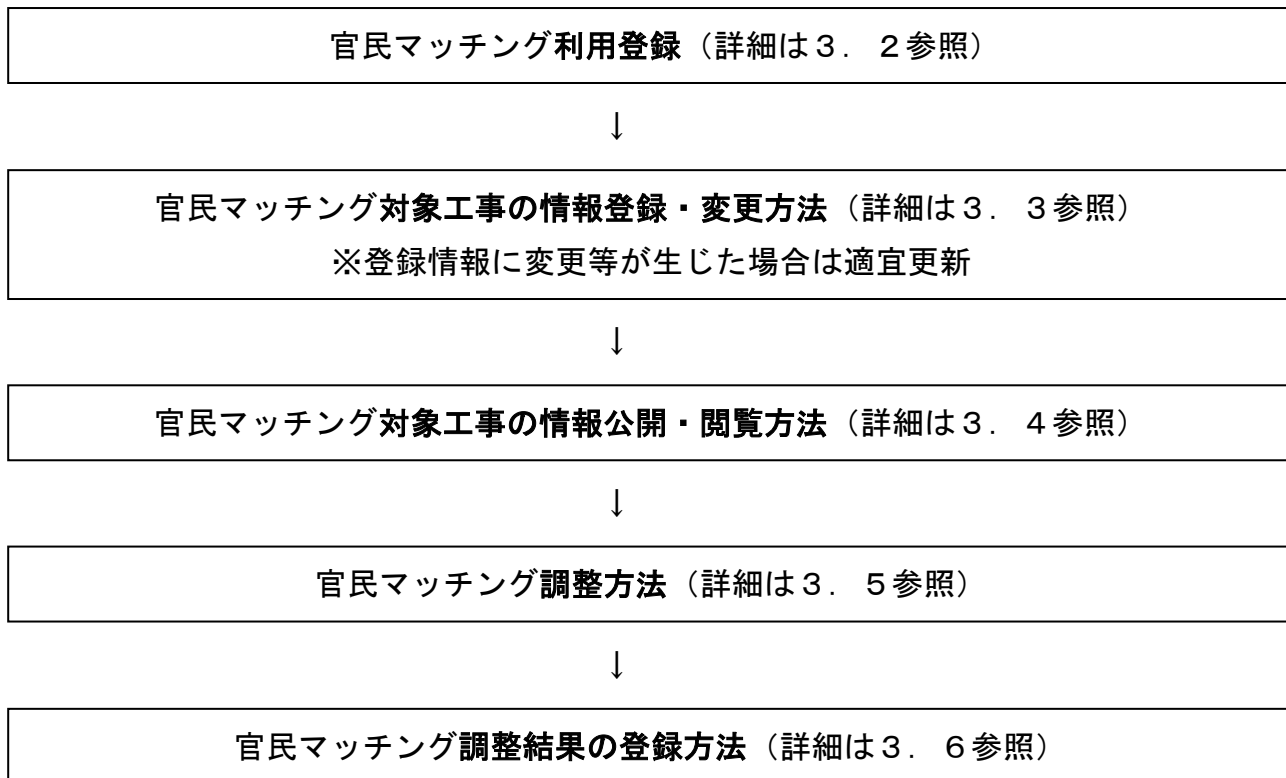
- ④コブリス・プラス：「建設副産物情報交換システム」（コブリス）及び「建設発生土情報交換システム」に対応するものとして JACIC が整備し提供するサービス。公共工事土量調査によって集約された工事の情報をを用いて、建設発生土の搬出・搬入の検討を支援する機能を提供する。併せて民間工事の情報の登録、検索を可能とし、官民マッチングを支援する機能を提供する。

- ⑤官民マッチング運営事務局：官民マッチングに参加する民間機関の登録資格審査、工事情報更新依頼等官民マッチングの円滑な運営を推進するための諸事項を実施する。事務局は、（一財）日本建設情報総合センターに置く。

3. 建設発生土の官民有効利用マッチングの利用方法

3. 1 官民マッチングの利用手順

官民マッチングは次の手順で利用する。



3. 2 官民マッチング利用登録

3. 2. 1 対象者登録基準

1) 登録基準

官民マッチングに参加できる対象者とその登録基準を次のとおりとする。

(1) 公共機関（公共工事発注者）

公共機関は公共工事を官民マッチング対象工事として登録する。

公共機関の登録基準は特に定めない。

(2) 民間機関（公共工事入札参加資格保有者）

民間機関の参加登録基準は、原則、国及び地方自治体の工事入札参加資格保有者（以下、「公共工事入札参加資格保有者」という。）とする。

なお、参加登録時に次に該当する者は登録できない。

- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する（入札参加禁止）
- ・ 国等から指名競争入札参加者としての指名停止又は警告を受けている

(3) 民間機関（公共工事入札参加資格保有者以外）

民間機関のうち、公共工事入札参加資格保有者以外で参加できる者の登録基準は次のとおりとし、該当する官民マッチング対象工事ごとに登録すること（登録審査を受ける）を原則とする。

① 工事発注者

土木工事の発注者は、開発許可等の関係する法律に基づく許可取得者、建築工事の発注者は、建築基準法に基づく建築確認申請取得者とする。

② 工事受注者

工事受注者（元請者又は下請者、下請者には二次下請以下も含む）は、建設業法の建設業許可業者であり、官民マッチング対象工事契約済みの者とする。

なお、工事受注者の工事については土工事のみならず、発生土の運搬も含む。

工事受注者は、官民マッチング対象工事を登録する際に、建設業許可証の写し及び官民マッチング対象工事を契約済みであることを示す書類の写し（工事契約書、注文請書、施工体系図等）を事務局に提出すること。

(4) 民間機関共通

(2)、(3)の民間機関は民間工事を官民マッチング対象工事として登録する。

(2)、(3)の民間機関は新規に官民マッチングに参加する場合、または継続的に官民マッチングに参加する場合、年度末に次年度の登録基準を満たす各種資格書類、許可証を事務局に提出すること。なお、審査手続き中等の理由により資格書類、許可証の提出ができない場合には、手続き中であることが分かる受付票等の書類を代わりに提出すること。

(2)、(3)の民間機関は次の条件を満たすこと。

- ・ 会社更生法、民事再生法の対象者でないこと

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律による暴力団及び暴力団関係者との関係がないこと
- ・これまでの官民マッチングにおいて協定等違反行為等をしていないこと。

2) 登録方法

(1) 民間機関

公共工事入札参加資格保有者は、資格取得時及び更新時に会社単位で官民マッチング運営事務局（以下、「事務局」という。）に利用申込を行い承認を受けるものとする。

公共工事入札参加資格保有者以外は、官民マッチング対象工事ごとに事務局に利用申込を行い承認を受けるものとする。

(2) 事務局

事務局は、申請者が上記(1)に該当することを確認の上、参加の承認を行う。

3. 2. 2 公共工事発注者

全ての公共工事発注者は官民マッチングを利用できるものとする。

公共工事発注者のうちコブリス・プラス既利用機関は、官民マッチング利用に際して登録手続きを不要とする。

公共工事発注者のうちコブリス・プラス未利用機関は、事務局に利用申込を行い利用するものとする。

3. 2. 3 官民マッチング利用費用

官民マッチングの利用費用は、民間工事受発注者、公共工事発注者とも当面の間、無料とする。

3. 3 官民マッチング対象工事の情報登録・変更方法

3. 3. 1 対象工事条件

対象工事条件は、運用マニュアル(案) P 7 に示すとおり、次の(1)から(3)とする。

(1) 工事規模

工事間利用を促進する観点から工事規模の制限は行わない。

(2) 仮置き場を利用する工事

仮置き場を経由する工事間利用については、建設発生土を適正に管理できる体制が整っている仮置き場を利用する場合に限って、官民双方の担当者が確認し、合意した場合に官民マッチングの対象とすることができる。

建設発生土を適正に管理できる体制とは、次をいう。

- ①工事発注者又は工事受注者（元請者又は下請者）自らで管理している。
- ②仮置き場に搬出入された建設発生土の土量を管理している。
- ③建設発生土を搬出工事ごとに堆積し、他工事の発生土と仕切りや空間の確保等により混ざらないように管理をしている。

（３）建設発生土の搬入条件

建設発生土の搬入条件は次とする。

- ①受け入れた建設発生土は、当該工事の施工のみに使用する。但し、公共工事ではこの限りでない。
- ②工事間での建設発生土は無料で受け入れるものとする。ただし、工事間利用協定等の取り決めにより、例えば、搬出工事側が搬入工事側の搬入土の敷均し等を負担することは可能とする。

3. 3. 2 情報登録の内容

対象工事の登録情報項目は表―1 のとおりとする。

表―1 官民マッチング登録情報

No.	区分	大項目	項目	必須	備考
1	工事情報		更新日時	○	自動入力
2			申請手続き状況	○	自動入力
3		利用調整のための連絡先	登録組織名	○	自動入力
4		利用調整のための連絡先	部署	○	
5		利用調整のための連絡先	役職	△	
6		利用調整のための連絡先	工事担当者／連絡窓口	○	
7		利用調整のための連絡先	メールアドレス	○	
8		利用調整のための連絡先	工事担当者／連絡窓口、メールアドレスの公開可否	○	「非公開」を選択した場合には「工事担当者／連絡窓口」と「メールアドレス」は非公開となる
9		利用調整のための連絡先	日中連絡可能な電話番号	○	
10		利用調整のための連絡先	内線番号	△	
11		利用調整のための連絡先	FAX 番号	△	
12	工事情報	工事情報	工事種類	○	
13		工事情報	工事番号	○	自動入力
14		工事情報	工事名称	○	
15		工事情報 全体工期	開始(年月)	○	
16		工事情報 全体工期	終了(年月)	○	
17		施工場所	都道府県	○	
18		施工場所	市区町村	○	
19		施工場所	地先	○	
20		施工場所	座標(緯度、経度)	○	地図表示から地点を指定して入力し、手入力は不可
21		施工場所 仮置場	利用有無	○	「無」を選択した場合には、以降の仮置場の項目は非活性
22	工事情報	施工場所 仮置場	所在地	△	「利用有無」で「無」を選択した場合には非活性
23		施工場所 仮置場	利用開始(年月)	△	「利用有無」で「無」を選択した場合には非活性
24		施工場所 仮置場	利用終了(年月)	△	「利用有無」で「無」を選択した場合には非活性
25		施工場所	時間条件	△	
26		施工場所	運搬条件	△	
27		施工場所	土質試験	○	
28		施工場所	土質試験(ファイル)	△	「土質試験」で「実施済」の場合のみファイルアップロードが可能 土質試験結果を示すファイルをアップロードする
29		工事情報	参加資格の確認書類	○	登録された工事が契約済みであることを事務局で確認するための書類(契約書、施工体系図等)をアップロード
30		工事情報	元請業者が決まっている	○	チェック有りの場合は「元請け業者名」と「元請建設業許可番号」は非活性にする
31		工事情報	元請業者名	△	「元請け業者が決まっている」にチェックした場合には非活性
32	土量情報	工事情報	元請建設業許可番号	△	「元請け業者が決まっている」にチェックした場合には非活性
33			土量 No	○	自動入力
34		官民マッチング公開情報	工事との利用調整	○	
35		官民マッチング公開情報	結果提出状況	○	自動入力

No.	区分	大項目	項目	必須	備考
36	報	土量の情報	搬出入区分	○	
37		土量の情報 土工期	開始(年月)	○	
38		土量の情報 土工期	終了(年月)	○	
39		土量の情報	土質区分	○	
40		土量の情報	土質情報	△	
41		土量の情報	土壌分析調査	○	「搬出入区分」で「搬出」の場合のみ入力
42		土量の情報	土壌分析調査(ファイル)	△	「土壌分析調査」で「実施済」の場合のみ ファイルアップロードが可能 土質試験結果を示すファイルをアップロードする
43		土量の情報	土量(m³)	○	
44		工事間利用	決定状況	○	
45		工事間利用	搬入の際の利用用途	○	「搬出入区分」で「搬入」を選んだ場合のみ入力
46		工事間利用	利用調整申込期限(年月日)	○	
47		工事間利用	利用調整終了期限(年月日)	○	
48		工事間利用	特記事項	△	自由記入が可能な入力欄

3. 3. 3 情報登録・変更の方法

(1) 民間工事

民間工事の情報については、コブリス・プラスから登録を行う。

登録した工事情報を変更する場合も同様に行う。

(2) 公共工事

公共工事の情報については、コブリス・プラスに登録されている公共工事土量調査結果の情報を活用するものとする。このため、公共工事発注者においては、官民マッチングにおいて新たな作業は発生しない。

3. 4 工事情報の公開・閲覧方法

3. 4. 1 事務局による公開方法

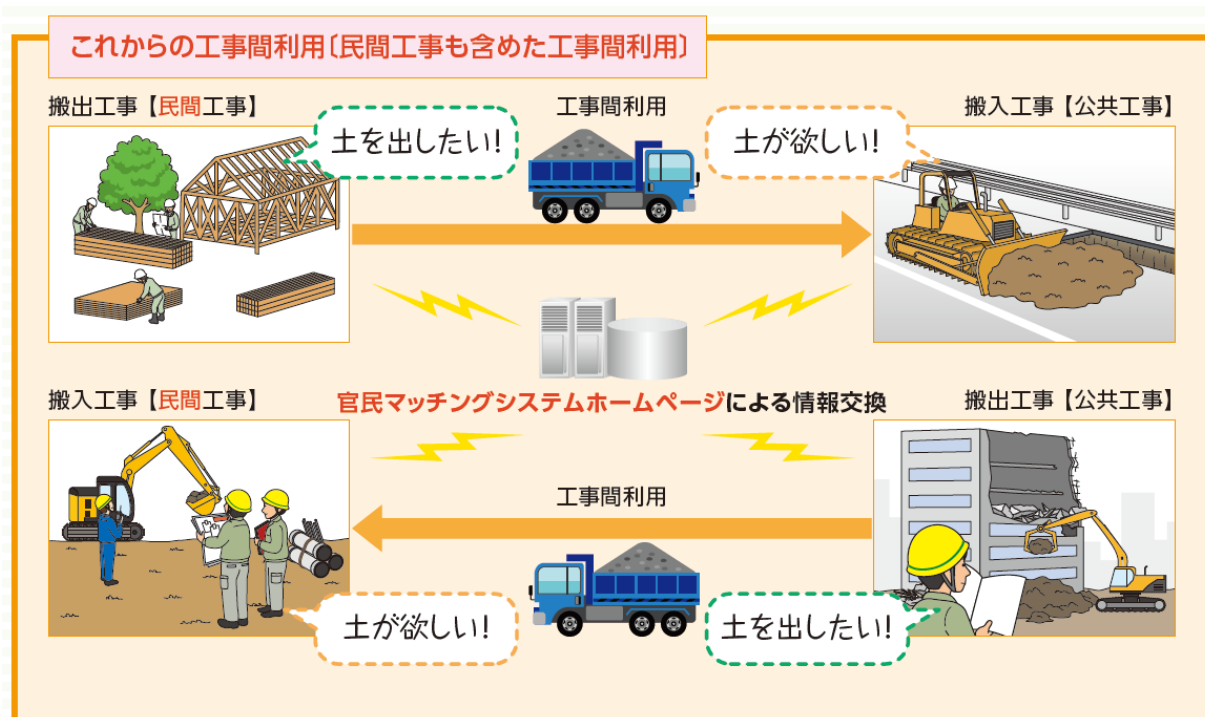
事務局は、3. 3により登録された工事情報をコブリス・プラスで閲覧できるように公開する。

3. 4. 2 工事情報の閲覧方法

民間工事受発注者および公共工事発注者は事務局から別途提供されるユーザーID、パスワードを用いてコブリス・プラスにログインして、公開された工事情報を閲覧する。

なお、民間機関においてはログインの際に併せて二要素認証による認証コードの入力も必要とし、認証コードは事前に登録したメールアドレスに送られる。

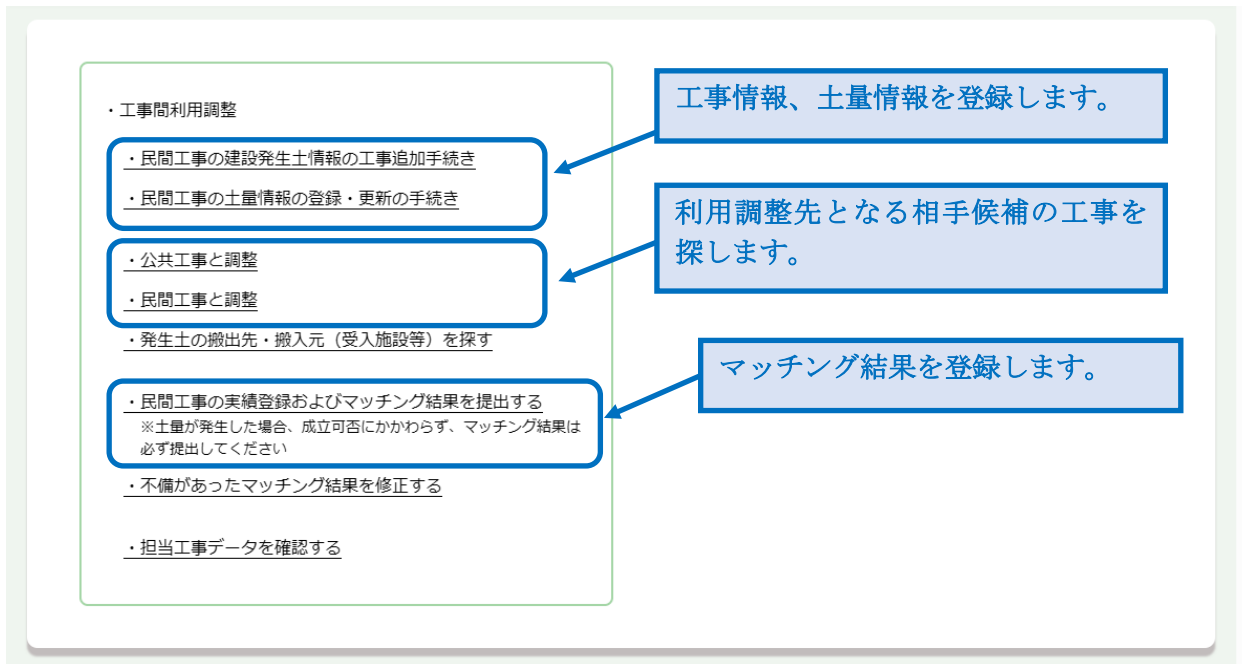
●コブリス・プラス : <https://fkplus.jacic.or.jp/>



図ー１ 官民マッチングを用いた情報登録・閲覧イメージ

【コブリス・プラスのイメージ】

メニュー画面



工事情報、土量情報の登録

メニュー > 民間工事の建設発生土情報の工事追加手続き

工事情報（民間工事）

■ 利用調整のための連絡先 *がついている項目は必須項目

登録組織名	官民マッチング工業
部署 *	工事部
役職	例：課長
工事担当者／連絡窓口 *	〇〇太郎
メールアドレス *	xxxx@co.jp
工事担当者／連絡窓口、メールアドレスの公開可否 *	☒ 公開 ☐ 非公開
日中連絡可能な電話番号 *	00-0000-0000 正しい電話番号を入力してください。 0××-△△△-〇〇〇〇のように、半角数字をハイフンで区切って入力してください。
内線番号	例：012
FAX番号	例：03-0000-0000 0××-△△△-〇〇〇〇のように、半角数字をハイフンで区切って入力してください。

■ 工事情報 ※公共工事は登録できません

工事種類 *

利用調整先となる相手先候補工事の絞り込み

メニュー > 公共工事と調整

公共工事と調整

条件を指定

■自工事を選んで
起点にする

■任意の場所を起
点にする

搬出入 * ☒ 搬出 ☐ 搬入

都道府県

市区町村

地先 例：赤坂5-2-20

利用調整
状況

☒ 利用調整未実施

☒ 工事間利用調整中

☐ 工事間利用決定

土工
期

自 2025年04月

至 2031年03月

☐ 第1種建設発生土

☐ 第2種建設発生土

自工事一覧

相模原

終点の条件

他工事一覧

地図上には他工事一覧上
の1ページ目の情報を表
示しています。

条件に合う工事が地図上や一覧で
確認することができます。

自工事や相手先工事の条件を指定して、
条件に合う工事を絞り込みます。

凡例： 自工事 他工事 複数の工事

マッチング結果の登録

■工事間利用調整の結果

工事間利用実現の有無 工事間利用実現

サービス内に登録されている工
事から利用調整先を探したか ☒ 探した ☐ 探していない

利用調整の申込日、または受付
日（年月日） 年/月/日

利用調整の成立日（年月日） 年/月/日

■最終的な搬出入先

実績土量（m³） 例：10000

相手先種類 他の工事現場（陸上）

相手先工事

区分 ☒ 公共工事 ☐ 民間工事

名称

工事番号

都道府県

市区町村

地先

利用調整の結果を画面の項目に従って
情報を登録します。

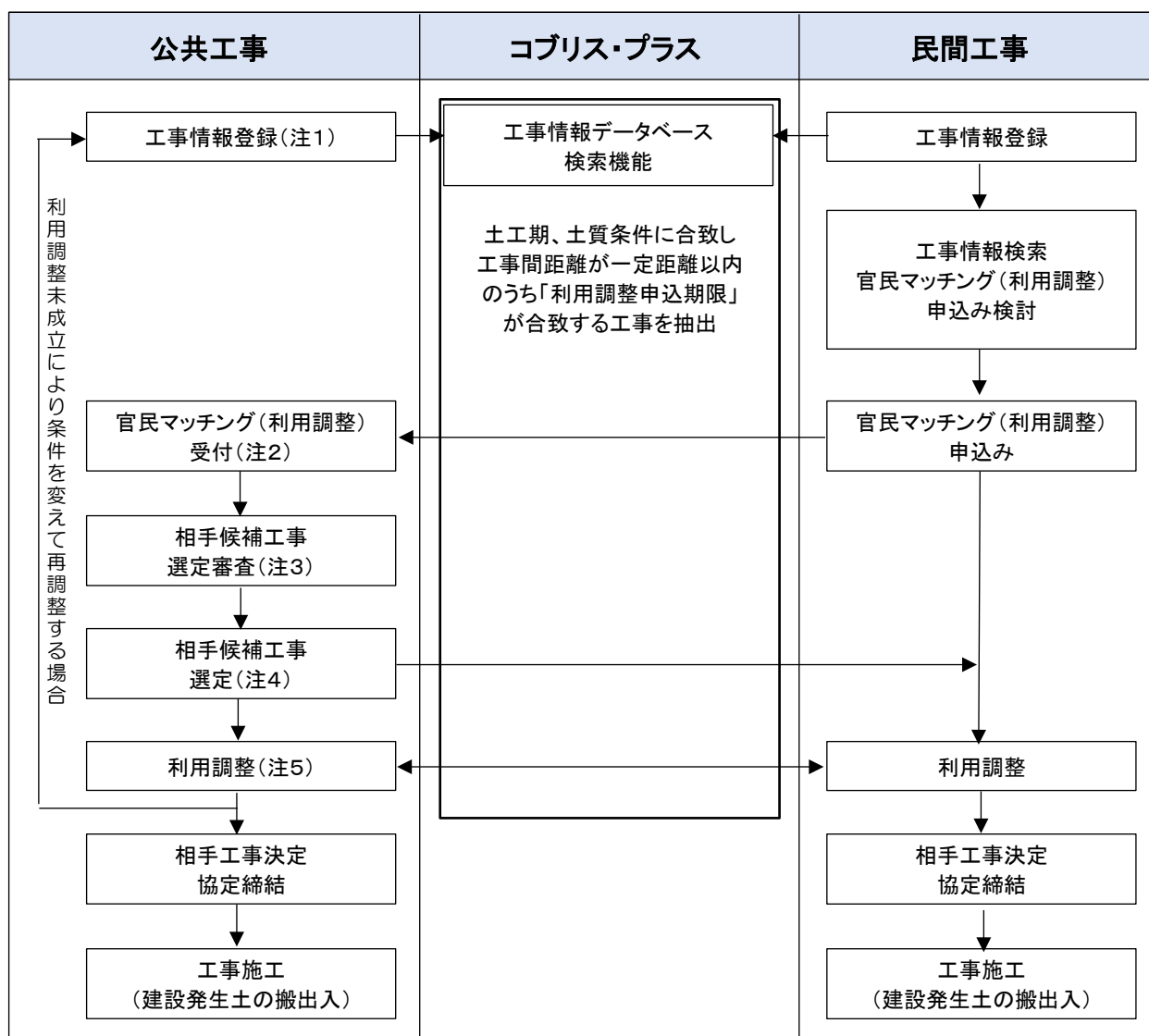
3. 5 官民マッチング調整方法

公平性、透明性を確保する観点から、公共工事の工事間利用の相手工事となる民間工事については、「公募」方式により選定する方法がある。

官民マッチングは、「公募」に準じる民間工事を選定する方式であり、公共工事においては、図－２により「公募」方式によらずとも工事間利用の相手候補（マッチング候補）となる民間工事を選定することができる。

詳細は、運用マニュアル(案)P 1 5を参照のこと。

図－２ 官民マッチングにおける民間工事（利用調整相手候補工事）の選定方法



注 1, 2, 3, 4, 5 は、運用マニュアル(案)P 1 6 参照

3. 6 官民マッチング調整結果の登録方法

3. 6. 1 情報登録の内容

公共工事発注者、民間工事受発注者は、官民マッチングの実現、実現せずにかかわらず、調整結果の登録を行う。

官民マッチング調整結果の登録内容は、表—2の通りとする。

表—2 官民マッチング調整結果の登録情報

No.	区分	大項目	項目	必須	備考
1		工事間利用調整の結果	工事間利用の実現有無	○	
2		工事間利用調整の結果	実現しなかった理由	○	「工事間利用実現の有無」で「工事間利用実現せず」の場合のみ入力
3		工事間利用調整の結果	実現しなかった理由 その他	○	「実現しなかった理由」が「その他」の場合のみ入力
4		工事間利用調整の結果	サービス内に登録されている工事から利用調整先を探したか	○	「工事間利用実現の有無」で「工事間利用実現」の場合のみ入力
5		工事間利用調整の結果	利用調整の申込日、または受付日(年月日)	○	「工事間利用実現の有無」で「工事間利用実現」の場合のみ入力
6		工事間利用調整の結果	利用調整の成立日(年月日)	○	「工事間利用実現の有無」で「工事間利用実現」の場合のみ入力 成立日(協定書の日付等)を入力する
7		工事間利用調整の結果	実績土量(m ³)	○	「工事間利用実現の有無」で「工事間利用実現」の場合のみ入力 実際に利用調整が実現した土量の数量を入力
8		最終的な搬出入先	相手先種類	○	
9		最終的な搬出入先	相手先工事 区分	○	「相手先種類」で「他の工事現場」の場合のみ入力
10		最終的な搬出入先	相手先工事 名称	○	「相手先種類」で「他の工事現場」の場合のみ入力
11		最終的な搬出入先	相手先工事 所在地 都道府県	○	「相手先種類」で「他の工事現場」の場合のみ入力
12		最終的な搬出入先	相手先工事 所在地 市区町村	○	「相手先種類」で「他の工事現場」の場合のみ入力
13		最終的な搬出入先	相手先工事 所在地 地先	○	「相手先種類」で「他の工事現場」の場合のみ入力
14		最終的な搬出入先	その他相手先の名称	○	「相手先種類」で「その他」の場合のみ入力
15		工事間利用調整の結果	協定書	○	「相手先種類」で「他の工事現場」の場合のみ入力 協定書のファイルをアップロードする
16		最終的な搬出入先	搬出先工事の現場写真	○	「相手先種類」で「他の工事現場」の場合のみ入力 搬出先の写真をアップロードする

※官民マッチング調整が実現した事案についてはその調整状況等について個別調査を実施。

3. 6. 2 情報登録の方法

官民マッチング調整結果情報についてもコブリス・プラスから登録を行い、マッチングが実現した場合には協定書等の写しも合わせて提出する。

正当な理由なく官民マッチング調整結果情報を登録しない場合には、事務局が官民マッチングへの参加承認を取り消す場合がある。

4. その他

- すべての関係者は、官民マッチングにおいて得られた情報を目的外に使用してはならない。
- 官民マッチングが実現し協定書等の締結後は、速やかに官民マッチング調整結果情報の登録、及び協定書等の写しを提出することとする。
- 官民マッチングにおいて著しい虚偽の記載、事務局への未報告等他の参加者に混乱をもたらす行為等を行った不適切な参加者に対し、事務局がその参加承認を取り消すことができる。
- 一部の地方自治体においては、当該自治体が発注する建設工事の建設発生土の搬出先について、各種法令の開発許可等が得られているかを確認するなど、搬出先としての事前登録を求めている機関があることに留意することが必要である。
- 官民マッチングは、公共工事発注者、民間工事受発注者双方の責任において実施するものであり、事務局は一切の責任を負わない。

5. 官民マッチングにおける問合せ先

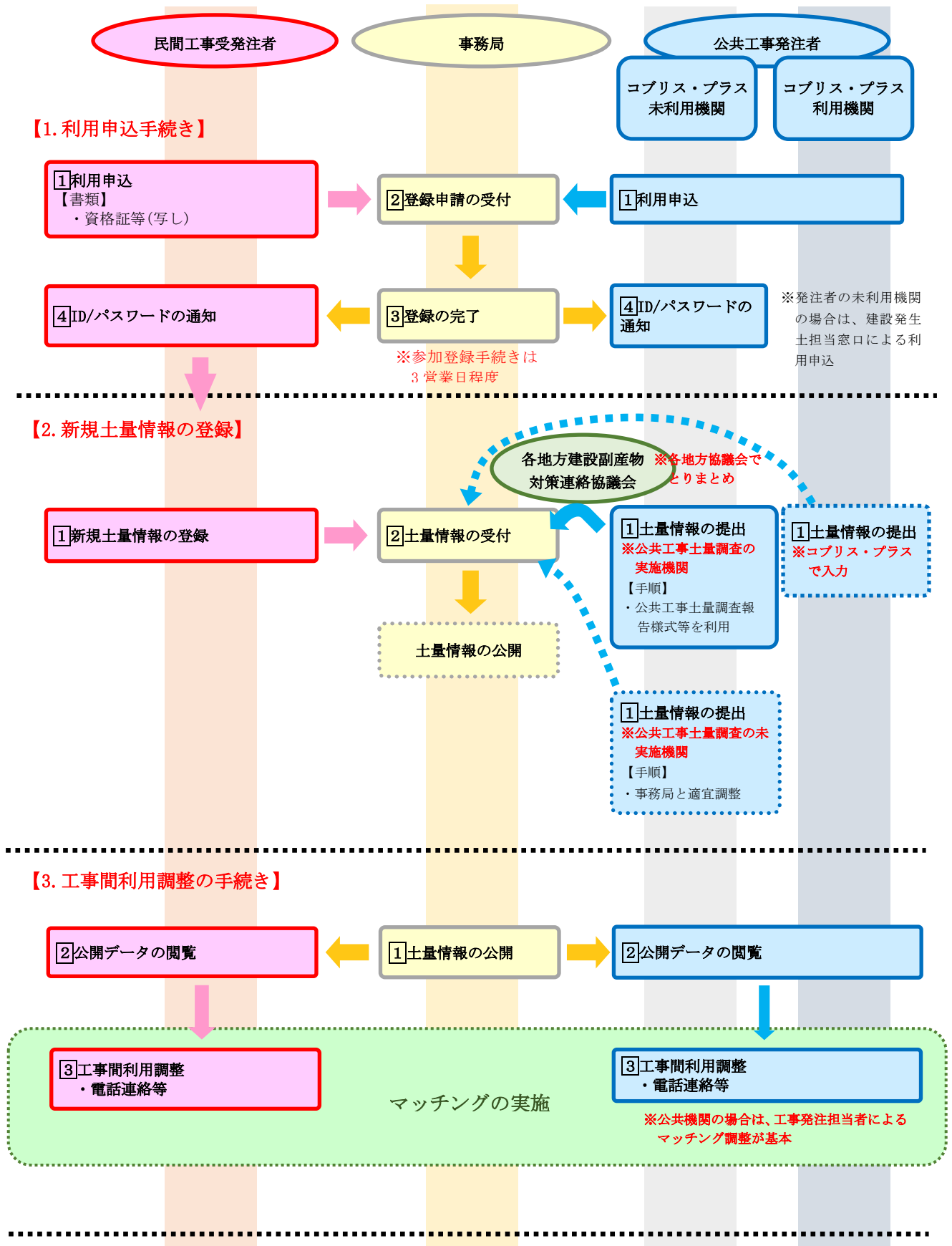
一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター

TEL : 03-6261-4324 MAIL: recycle@jacic.or.jp

AM 9 : 30 ~ PM 5 : 30 (土・日・祝を除く)

【資料編：官民マッチング運用の流れ】

(1) 全体の流れ



続き（全体の流れ）

